## 景観アドバイザー専門部会開催結果

## ① 移動屋根復旧工事

所 在 地: 兵庫区和田崎町1丁目

地 域 等: 兵庫運河周辺都市景観形成地域他

敷地面積: 約 621,399 ㎡

高 さ: 約 30.2 m

構 造: 鉄骨造

階数: 地上 1階用途: 移動屋根

協 R2.10.26 部会開催(計画段階デザイン協議)

議 R2.11.18 公告

経 R2.12.21 部会開催(設計段階デザイン協議)

**過** R3. 1. 8 協議成立



## 参考)審議会の公開・非公開の取扱いに関する条文等

・附属機関及び有識者会議に関する指針 第7条第1項

附属機関の会議は、神戸市情報公開条例第 10 条各号のいずれかに該当する情報に関し審議する場合を除き、公開しなければならない。

- ·神戸市情報公開条例 第 10 条 (抜粋)
  - (2) 法人その他の団体(国並びに地方公共団体及び市が設立した地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの(人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。)
    - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると 認められるもの
  - (4) 実施機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議,検討又は協議に関する情報であって,公にすることにより,率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が著しく損なわれ,市民の間に著しい混乱を生じさせ,又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるもの